

資産運用及び資産管理受託機関の公募について

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、資産運用及び資産管理受託機関を以下の要領により選任する。

1 募集対象

基金が指定するベンチマークによるパッシブ運用受託機関（委託運用・リバランサー）及び資産管理受託機関 1 者

2 応募資格

- (1) 本業務を受託するために必要な次の認可等を受けていること。
 - ① 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく認可を受けていること。
 - ② 業務の再委託により実質的投資判断が他の法人で行われている運用機関にあつては、再委託先の法人が運用拠点のある国の監督当局から必要な認可等を受けていること、又は当該国の法令等に基づく登録・届出等を行っていること。
なお、再々委託は認めない。
- (2) 国内外の年金運用資産残高がグループ（連結財務諸表原則に基づく連結財務諸表を提出する会社並びにその子会社及び関連会社をいう。）全体で、2022年9月末現在の信託財産残高のうち年金信託、金銭信託及び包括信託の合計額が1兆円以上であること。
- (3) 過去5年以内に資産運用業務に関し、著しく不適当な行為を行っていないこと。また、法令遵守体制に問題がなく、過去5年以内において著しい不祥事がないこと。
- (4) 経営上の問題（債務超過、3年連続経常赤字等）がないこと。
- (5) 別紙に定める「機密情報の取扱い」及び「個人情報に関する秘密保持」に係る情報セキュリティ及び個人情報保護の水準が確保されていること。
- (6) 本業務の再委託を行う場合は、再委託先においても（2）から（5）について同様とする。
- (7) 資産管理受託機関においては、2者以上の格付機関からBBB-以上の格付（依頼格付による発行体格付であつて長期格付に限る。）を得ており、かつ、格付機関のいずれからでもBB+以下の格付を得ていないこと。

3 契約期間

契約締結の日から2028年3月31日とする。

ただし、基金から一定期間の延長を申し出た場合には、協議の上、期間を延長することができるものとする。

4 説明会の開催

- (1) 開催日時 2023年1月16日(月) 16時から
- (2) 開催場所 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5階
独立行政法人農業者年金基金 一般会議室
- (3) その他
 - ① 出席を希望する者は、2023年1月12日(木) 17時までに下記10のメールアドレスあて出席者数を連絡すること。
 - ② 新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては対面形式での開催を中止することがある。

5 応募に必要な提出書類

- (1) 応募資格の確認
 - ① 上記2の(1)及び(7)に係る応募資格を満たしていることが確認できる文書等(再委託先等の運用拠点のある国における当局からの免許取得、及び当局への登録・届出状況を示す書類の写しを添付すること。)
 - ② 直近過去3年度の連結及び単独の財務諸表並びに監査証明書の写し等(再委託先等の財務諸表等の提出が困難な場合には、再委託先等の経営上の問題(債務超過、3年連続経常赤字等)がないことを示す一定の証拠能力のある文書等を提出すること。)
- (2) 応募申込書(資料1「様式第1号」)
- (3) 企画提案書
基金が定める資料2「運用受託機関選定基準」及び「資産管理受託機関選定基準」に基づき、次のとおり各評価項目順に記載した企画提案書

【運用受託機関の選定基準】

- ① 組織体制
 - ② 人材
 - ③ 運用哲学・運用プロセス
 - ④ リスク管理
 - ⑤ プロダクト
 - ⑥ スチュワードシップ責任に係る取組
 - ⑦ トラッキングエラー(資料1「様式第2-1-1号～第2-4-2号」)
 - ⑧ 作成資料の内容及び分析・説明能力
 - ⑨ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
- (注)「⑧ 作成資料の内容及び分析・説明能力」の詳細については、上記4の説明会において説明を行う。

【資産管理受託機関の選定基準】

- ⑩ 組織体制
- ⑪ 運用管理・支援能力

- ⑫ ディスクロージャー能力
- ⑬ 信用力
- ⑭ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

【コストに係る採点基準】

- ⑮ 運用報酬の水準・体系（資料1「様式第3-1号、様式第3-2号及び様式第3-3号」）

6 提出期限等

- (1) 提出期限 2023年2月6日（月）17時
- (2) 提出場所 〒105-8010
東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5階
独立行政法人農業者年金基金 資金部企画課
- (3) 提出に当たっての留意事項
 - ① 企画提案書については、紙媒体で12部（A4版、日本語）及び下記10のメールアドレスあてPDFファイルを提出するものとする。
 - ② 持参により提出する場合の受付は土・日曜日及び祝日を除く9時30分～12時、13時～17時とする。
 - ③ 郵送等により提出する場合は提出期限内に到着したもののみを受け付ける。
 - ④ 提出された企画提案書は事由の如何を問わず、その変更又は取消しはできない。また、提出された企画提案書は返却しない。

7 審査の実施

- (1) 企画提案書に基づいて、運用報酬の評価を含む総合的な評価を行い、本業務の趣旨に最も合致した優秀な者を選任する。
- (2) 審査に当たり、基金は応募資格を満たした者から企画提案を受ける。日時等の詳細については対象者に別途通知する。
- (3) 審査結果は、企画提案を行った者に対し、選任後遅滞なく通知する。審査に関する問合せには応じない。
- (4) 評価項目及び配点は、資料3「資産運用及び資産管理受託機関の選任に係る評価基準」のとおりとする。

8 契約の締結

- (1) 上記7の審査により選任した者と契約を締結する。運用受託業務及び資産管理受託業務に係る運用報酬については、選任した者から提出された「様式第3-1号」、「様式第3-2号」及び「様式第3-3号」の値とする。
- (2) 別紙に定める「機密情報の取扱い」及び「個人情報に関する秘密保持」については契約に定めることとする。

9 その他

- (1) 本業務に関する基準言語は日本語とする。
- (2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出書類については、運用受託機関及び資産管理受託機関の選任以外の目的に使用しない。

10 問合せ先

本件に関する問合せについては、下記のメールアドレスあて送信すること。

〒105-8010

東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5階

独立行政法人農業者年金基金 資金部企画課

TEL：03-3502-3898

メールアドレス：kikakuka_koubo3898@nounen.go.jp

以上、公告する。

独立行政法人農業者年金基金

理事長 西 恵正